

日本紀標註

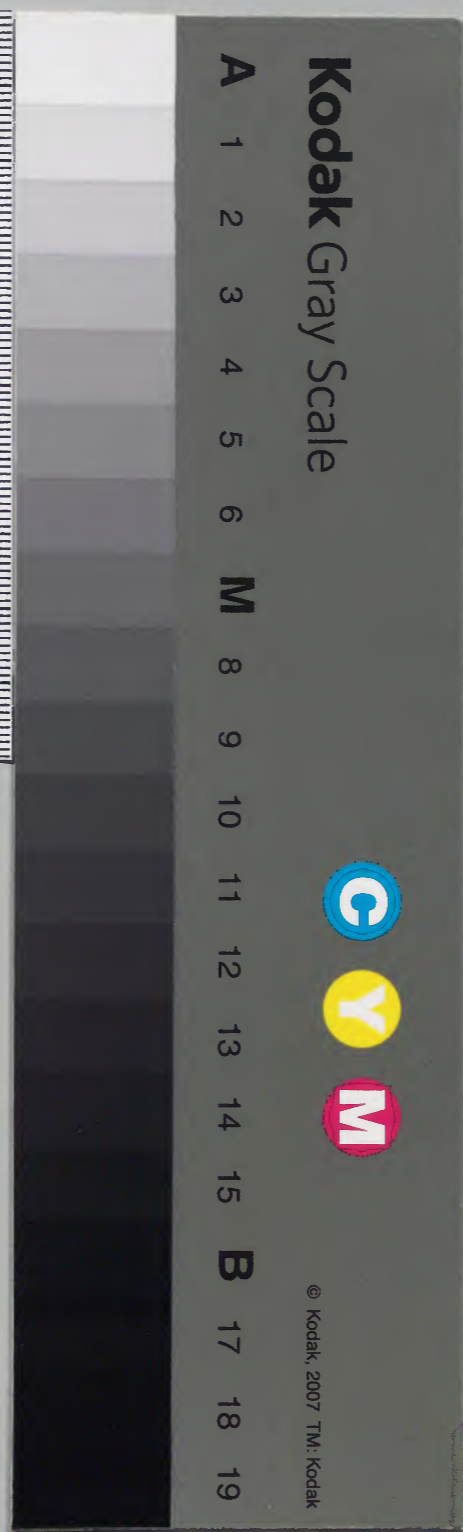
卷之十

|      |     |    |   |
|------|-----|----|---|
| 和書門類 |     |    |   |
| 四三七八 | 一四三 | 二六 |   |
| 號    | 函   | 冊  | 架 |

|      |    |   |
|------|----|---|
| 內閣文庫 |    |   |
| 四三七八 | 二六 | 九 |
| 號    | 冊  | 架 |

(十册)

|      |           |
|------|-----------|
| 內閣文庫 |           |
| 番號   | 和 43718   |
| 冊數   | 26 ( 10 ) |
| 函號   | 137 99    |



日... 德... 十

...

...

...

...

...

...

...

原本卷初  
日本書紀卷第十

譽田天皇名義

記ふ大鞠和氣  
命亦名品多和  
氣命と云々此  
天皇を後み應  
神と謚奉れり  
○蚊田神功紀  
不見と云々宇  
洲と同地和  
名抄小筑後同  
三井郡賀駄郷  
ゆと其ふえ  
ゆらじ○聰達

日本紀標注卷之十

敷田年治謹注

應神天皇

譽田天皇

譽田天皇足仲彥天皇第四子也

母曰氣長足姫尊天皇以下皇后討

新羅之年歲次庚辰冬十二月生

於筑紫之蚊田幼而聰達玄監深

遠動容進止聖表有異焉皇太后

○日本紀標注卷之十

以下、例の漢文  
攝政之三年、立爲皇太子、三時年

義を顯したる、晋書荀勗傳、最明哲聰達云々、玄監も字書ふ、玄深也、察也とあり、勗容を孟子勗容周旋、中禮者盛德之至也云々、進止も勗止みおるじ、後漢書竇皇后傳、進止有守風容甚盛、  
聖表也、孔叢子、吾觀仲尼、有聖人之表、

三韓也、馬韓辰、  
韓弁韓を云れ、  
初、天皇在孕、而天神地祇授三韓、

既產之、安生腕上、其形如靴、是肖、

皇太后爲雄裝之負、靴、  
云、肖也、平他、  
字類抄、アエ、  
タリと注せり、  
即アヤカル、  
て、後撰集、  
が世も、鶴の郡、  
ふあえてきぬ、  
定めおよせの、

稱其名、謂譽田、天皇、  
馬、一云、初、天皇爲太子、  
拜祭、角鹿、筭飯、大神、  
子、名、相、易、故、號、大神、曰、去、  
紗、別、神、太子、名、譽、田、別、尊、

疑ひもよく、  
疑武多も、靴の、  
古名ありとも、聞ゆもど名義をあらむ、  
此件も記の傳、あり、  
吾名欲、易、御子之御名、  
太子の更、名を賜りて、其、易、  
るとおと、譽、田、別、尊、  
の人も、然、ぞ讀みひびみらむ、  
舊も太子の御名、  
べし、次、  
の、細字、  
本、無、  
壬午三日、  
庚戌朔、  
作、  
み校し、  
推て改む、  
姫、記、

六十九年、夏四月、皇太后崩、  
時、年、  
百、歲、

元年春正月、丁亥朔、皇太子即位、  
是年也大歲、庚寅、  
二年春三月、庚辰朔、壬午、立仲姫、

命ヲ作シ景行天皇の曾孫  
 行天皇の曾孫  
 王の女あり○  
 荒田皇女、記ス  
 木之荒田郎女  
 子、大山守皇子、去來真稚皇子、大  
 原皇女、澁田皇女、  
 高城入姫、爲レ妃、生額田、大中彦皇  
 皇、根鳥皇子、先是天皇、以ニ皇后、姊  
 爲ニ皇后、后生荒田皇女、大鷦鷯天  
 命ヲ作シ景行天皇の曾孫  
 行天皇の曾孫  
 王の女あり○  
 荒田皇女、記ス  
 木之荒田郎女  
 子、大山守皇子、去來真稚皇子、大  
 原皇女、澁田皇女、  
 高城入姫、爲レ妃、生額田、大中彦皇  
 皇、根鳥皇子、先是天皇、以ニ皇后、姊  
 爲ニ皇后、后生荒田皇女、大鷦鷯天

命ヲ作シ景行天皇の曾孫  
 行天皇の曾孫  
 王の女あり○  
 荒田皇女、記ス  
 木之荒田郎女  
 子、大山守皇子、去來真稚皇子、大  
 原皇女、澁田皇女、  
 高城入姫、爲レ妃、生額田、大中彦皇  
 皇、根鳥皇子、先是天皇、以ニ皇后、姊  
 爲ニ皇后、后生荒田皇女、大鷦鷯天  
 命ヲ作シ景行天皇の曾孫  
 行天皇の曾孫  
 王の女あり○  
 荒田皇女、記ス  
 木之荒田郎女  
 子、大山守皇子、去來真稚皇子、大  
 原皇女、澁田皇女、  
 高城入姫、爲レ妃、生額田、大中彦皇  
 皇、根鳥皇子、先是天皇、以ニ皇后、姊  
 爲ニ皇后、后生荒田皇女、大鷦鷯天

又、妃皇后、弟、弟、姫生阿倍皇女、淡  
 路、御原皇女、紀之菟野皇女、次、妃  
 和珥臣祖日觸使主之女、宮主宅  
 媛、生菟道稚郎子、皇子、矢田皇女、  
 雌鳥皇女、次、妃宅媛之弟、小厩媛、  
 小厩、此、  
 鳥、難、謎、  
 生菟道稚郎子、皇子、矢田皇女、  
 雌鳥皇女、次、妃宅媛之弟、小厩媛、  
 小厩、此、  
 鳥、難、謎、

○日本紀標注卷之十

記傳小紀伊國  
伊都郡小宇時  
村ありと云、  
○和珥臣祖、日

妃、河派仲彦女、弟姫、生稚野毛二  
派皇子、此云

觸使主記小凡、  
比布禮能意富美、  
作、原本和珥巨、  
誤、○宮主宅  
城記小宮主、  
河枝、比賣、  
小作、宮主、  
神代紀、  
注、  
悠、  
宇の如し、  
記、  
は  
え、  
耶氣の二段、  
延、  
は、  
あり、  
○菟道稚郎子皇子、  
山城國宇治、  
坐、  
し、  
下、  
見、  
た、  
○矢田皇女、  
和名抄、  
大和國添下郡、  
矢田郷、  
○雌鳥皇女、  
記、  
小女  
鳥王、  
小作、  
り、  
名義考、  
ず、  
○小麻媛、  
記、  
小袁那辨郎女、  
小作、  
り、  
欽明紀、  
小妻、  
ヲ  
ナメ、  
と、  
よ、  
め、  
必、  
を、  
其、  
意、  
り、  
類聚國史、  
小、  
上、  
小、  
第、  
字、  
り、  
從、  
ふ、  
べ、  
し、  
○河派仲彦、  
記、  
小、  
杖、  
俣、  
長、  
日、  
子、  
王、  
小、  
作、  
り、  
即、  
日、  
本、  
武、  
尊、  
の、  
御、  
孫、  
小、  
て、  
息、  
長、  
田、  
別、  
王、  
の、  
子、  
あり、  
と、  
記、  
小  
記、  
せ、  
り、  
河、  
派、  
を、  
杖、  
俣、  
の、  
轉、  
た、  
べ、  
し、  
○弟姫、  
記、  
小、  
息、  
長、  
真、  
若、  
比、  
賣、  
小、  
作、  
り、  
○稚野  
毛、  
二、  
派、  
皇、  
子、  
記、  
小、  
若、  
沼、  
毛、  
二、  
俣、  
王、  
小、  
作、  
り、  
稚、  
野、  
毛、  
考、  
え、  
ず、  
二、  
派、  
を、  
地、  
名、  
小、  
よ、  
也、  
る  
う、  
式、  
小、  
周、  
防、  
國、  
津、  
野、  
郡、  
二、  
俣、  
神、  
社、  
河、  
内、  
志、  
小、  
志、  
紀、  
郡、  
二、  
俣、  
新、  
田、  
と、  
云、  
地、  
見、  
ゆ  
櫻井田部連男  
鉏記小櫻井田  
部連之祖、  
鳥垂  
根小作、  
り、  
櫻

次妃、櫻井田部連、男鉏之妹、糸媛、  
生隼總別皇子、次妃、日向、泉、長媛、

井、  
て、  
地、  
名、  
小、  
よ、  
と、  
り、  
と、  
聞、  
ゆ、  
る  
を、  
大、  
和、  
河、  
内、  
攝  
津、  
等、  
小、  
敷、  
所、  
り  
と、  
む、  
何、  
と、  
あ、  
ら  
む、  
田、  
部、  
を、  
公、  
田  
を、  
作、  
る、  
民、  
小、  
て、  
是、  
を、  
連、  
下、  
小、  
祖、  
字、  
を、  
落、  
た、  
れ、  
た、  
記、  
の、  
傳、  
を、  
正、  
し  
り、  
ら、  
む、  
天、  
武、  
十  
三、  
年、  
紀、  
小、  
櫻、  
井

生太葉枝皇子、小葉枝皇子、凡、是  
天皇男女、并二十王也、根鳥皇子、  
是大田君之始祖也、大山守皇子、  
是土形君、榛原君、凡二族之始祖  
也、去來、真稚皇子、是深河別之始  
祖也

田部連、賜姓曰宿禰、○糸媛、記小糸井比賣、  
作、り、式小大和國城下郡、糸井神  
社、  
り、  
と、  
此、  
地、  
小、  
由、  
り、  
る、  
う、  
か、  
し、  
と、  
む、  
井、  
の、  
省、  
め、  
り、  
た、  
は、  
あ、  
々、  
○隼總別皇子、  
記、  
小、  
速、  
總、  
別、  
命、  
小、  
作、  
り、  
和、  
名、  
抄、  
小、  
隼、  
鷲、  
鳥、  
也、  
和、  
名、  
八、  
夜、  
布、  
佐、  
と、  
注、  
せ、  
り、  
速、  
意、  
あり、  
○泉  
長媛、  
を、  
薩、  
摩、  
國、  
郡、  
名、  
出、  
水、  
よ、  
り、  
出、  
た、  
る、  
名、  
小、  
て、  
上、  
代、  
大、  
隅、  
薩、  
摩、  
ま、  
で、  
日、  
向、  
と、  
云、  
し、  
を  
知、  
は、  
べ、  
し、  
原、  
本、  
媛、  
を、  
姫、  
小、  
誤、  
り、  
今、  
類、  
聚、  
國、  
史、  
小、  
照、  
ら、  
る、  
小、  
姫、  
あり、  
然、  
と、  
ど、  
此、  
紀、  
皇  
族、  
小、  
あ、  
ら、  
て、  
も、  
姫、  
と、  
を、  
書、  
さ、  
は、  
例、  
あり、  
○大葉枝皇子、  
記、  
小、  
大、  
羽、  
江、  
王、  
小、  
作、  
り、  
名

○日本紀標注卷之十

義大を尊称、葉枝を光榮あり、小葉枝の小を、大を對、たり○二十五と云ふは、右  
ふ見をたると十九王あり、記ふは二十王の御名を傳たり○大田君畿内  
大田てふ地名多うと云、何地ありむ定、りし、氏人も續紀四十、大田、首豐繼  
と云、人見ゆ○土形君和名抄遠江国城飼郡郷名ふ土形、り、此姓是をおよて  
書ふ見ゆ○榛原和名抄遠江国慕原郡慕原郷、り、波以八良と注せる  
と、音便讀あり、姓氏録榛原公、條ふ、息長真人同祖、大山守、命之後也と云、り○深  
川別、式小山城国葛野郡、深川、神社、大和志、小山邊郡、深川、村、り  
と、是らの地、小由、り、べし、此姓も書ふ見ゆ、たは、ことあり

癸酉三日○厩  
坂道也、大和国  
高市郡、ふ、り、  
名義、下、小見、を  
たり○海人、和  
名抄、白、水、郎、  
和名阿萬、今、按  
日本紀、云、用、漁  
人、二、字、一、云、用  
海人、二、字、和、訓

三年冬十月、辛未朔癸酉、東蝦夷  
悉朝貢、即役蝦夷、而作厩坂道、十  
一月、處處海人、訛、詭、之、不從命、  
此、云、佐、阿、曇、連、祖、大濱、宿禰、  
平其訛、詭、因爲海人之宰、故俗人

葉、ふ、海、より、轉  
じ、たり、と、云、り

諺曰、佐麼阿摩者、其是縁也

○訛、詭、を、か、し、は、し、く、云、さ、ま、ぐ、狀、ふ、て、サ、メ、ク、の、サ、も、お、あ、じ、字、書、ふ、訛、毀、語  
也、也、雜、語、也、と、注、せ、り、○阿曇連也、神代紀、小見、と、り、○海人之宰也、漁士を、知  
る、長官、あり、○佐麼阿摩也、海人の轉、ふ、て、か、訛、詭、ふ  
く、と、も、海人、を、聲、高、く、け、め、く、も、の、ゆ、ゑ、諺、ふ、如、此、云、也

辰斯王也、百濟  
第十六主、ふ、て、  
先帝六十五年  
小立て、り、○紀  
角宿禰、姓氏録  
小坂本朝臣同  
祖、建内宿禰、男  
紀、角、宿、禰、之、後  
也、と、り、角、也  
周防国の郡名  
都濃、ふ、縁、ち、る、こ、と、因、造、本、紀、都、怒、因、造、條、小見、と、り、○羽田、矢、代、宿、禰、の、羽、田  
と、大、和、国、高、市、郡、の、地、名、あり、記、小波、多、八、代、宿、禰、小作、り、○石川、宿、禰、記、小蘇

是歲、百濟、辰斯王、失禮於貴國、天  
皇、故遣紀角宿禰、羽田矢代宿禰、  
石川宿禰、木兔宿禰、嘖讓其无禮、  
狀、由是百濟國、殺辰斯王、以謝之、  
紀角宿禰等、便立阿花爲王、而歸





幸し次手不荒  
道亦てよみ後  
婆能も千葉之  
不て、次不係る  
枕詞あり○伽  
豆怒鳩弥例磨  
見葛野者不

七年秋九月、高麗人、百濟人、任那人、新羅人、並來朝、時命武内宿禰、領諸韓人等作池、因以名池、號韓人池。

山城志不、久世郡葛野、富野村舊名也、同国郡名不葛野、つとど、西北の極、なれむ、宇治より見ゆべくも、つとど、切葛しと葛の古名不て、顯宗紀不、築立、稚室葛根とも、つとど、是をカヅラと云も、葛蔓の略あり、又、織字をカドリとよめりも、葛織の切あり、下總国の郡名、香取も土人も濁音不カドリとよび、古歌不夏衣香取とつとど、けなるを見る、傍し、此葛を字音ありと云、人つとど、入声不濁音を用ゑる例、あまを思へ、○茂茂智儂蘆と、百千足不て、次不係る詞あり、○夜珥波母弥喻也、屋庭も見ゆあり、○區珥能朋母彌喻也、国之秀も所見不て、秀と不著とたる所を云、○韓人池、大和志不在城下郡唐古村、今呼柳田池、枕彌多禮也、神功紀不見也、  
八年春三月、百濟人來朝、百濟記云、阿花

彼怨不枕彌  
不作れり○支  
侵也、魏志東夷  
傳不、支侵国狗  
盧国と見也、東  
城、爾林城是也  
耳美内宿禰の  
て、内也、武内  
内不、おなじ、此  
宿禰を記不也、  
兄不傳て、山代、  
内臣之祖也、と  
注せり、和名抄  
山城国綴喜郡  
小有智郷、つり  
記傳不也、此人  
の子、後不、移住

王立、礼及、岷南、支、侵、谷、那、東、韓、之、地、是、以、遣、王、子、直、支、于、天、朝、以、脩、先、王、之、好、也。  
九年夏四月、遣武内宿禰於筑紫、以監察百姓、時武内宿禰弟甘美内宿禰、廢兄即讒言于天皇、武内宿禰常有望天下之情、今聞在筑紫、而密謀之、曰、獨裂筑紫、招三韓、令朝於己、遂將有天下。

みて、有智と云、るりと云、(○)讒言新撰字鏡不讒、與已須と注し、万葉十二小人  
言之讒乎、聞而云々、猶惟馬樂葦垣、今昔物語止五等不も見込て、常語不も云、  
穢もあり○忠  
い舊讀ツトメ  
と、りまど、字鏡  
集類聚名義抄  
等不、マコトと  
よみ、書、仲馳之  
誥不、顯、忠、遂、良  
と、り、ふより  
て改む○壹伎  
直祖、真根子、姓  
氏録不、壹伎、真  
天兒、屋根命、十  
一世、孫、雷、大臣  
之後也、と、り、  
原本祖、字を落  
せり、集解不熱

於是天皇則遣使、以令殺武内宿  
禰、時武内宿禰歎之曰、吾無貳心、  
以忠事君、今何禍矣、無罪而死耶、  
於是有一壹伎直祖、真根子者、其爲  
人、能似武内宿禰之形、獨惜武内  
宿禰、無罪而空死、便語武内宿禰、  
曰、今大臣以忠事君、既無黑心、天  
下共知、願密避之、參赴于朝、親辨

田本不、扱、て、補、  
る、不、從、ふ、八、幡  
本紀不、筑前国  
早良郡生、松原  
の中、不、真根子  
社、り、と、記、せ  
○黑心不、神  
代紀不、見、込、丹  
心不、宋書徐羨  
之傳不、見、込、た  
○争、後撰集  
不、ち、と、や、ぶ、は、  
神引、あ、け、て、ち  
か、ひ、て、し、存、と  
も、ゆ、し、く、り  
ら、り、ふ、ふ、ゆ、め、  
新撰字鏡不、諱  
を、よ、め、○探

無罪而後死、不晚也、且時人每云、  
僕形似大臣、故今我代大臣而死、  
之以明大臣之丹心、則伏劍自死  
焉、時武内宿禰獨大悲之、竊避筑  
紫浮海、以從南海、廻之、泊於紀、水  
門、僅得逮朝、乃辨無罪、天皇則推  
問武内宿禰、與甘美内宿禰、於是  
二人各堅執而争之、是非難决、天  
皇勅之、令請神祇探湯、是以武内、

○日本紀標注卷之十

○八

湯允恭紀、盟  
神探湯、此云區  
訶陀智、記不居  
玖訶筮、而との  
はあど併思ふ  
子神小祈請て  
湯を探るを區  
訶と云、たとへ  
聞ゆるものり  
ら、名義もあら  
む、陀智も立あり○磯城川も、大和国城上郡の川にて、泊瀬川あり、初甘美内宿  
衿、何の故もて、兄を讒しりむ、其由傳らざれむ、知るごとし○賜紀伊直等之祖  
按小武内宿衿と、甘美内宿衿とも、異母兄弟にて、紀伊直と武内宿衿の母家、甘  
美内宿衿の母も、尾張氏あり、かゝるむ此罪ふりて、紀氏の奴僕も賜ひし不  
や○劍池、大和  
志小、在高市郡  
石川村と云、  
此池も開化紀

宿禰、與甘美内宿禰、共出于磯城  
川濱、爲探湯、武内宿禰勝之、便執  
横刀、以毆仆甘美内宿禰、遂欲殺  
矣、天皇勅之、令釋、仍賜紀伊直等  
之祖也

十一年冬十月、作劍池、輕池、鹿垣  
池、厩坂池、是歲有人奏之曰、日向

不見也、又舒明  
紀小、瑞蓮生於  
劍池、一莖二花  
云々○輕池、同  
志小、在高市郡  
大哥留村○鹿  
垣池、同志小、高市郡垣津田池、在飛鳥村、一名鹿垣池○厩坂池、同志小、在高市郡  
と記し、上に役、蝦夷而作厩坂道と、何、厩坂と号たる由も、十五年、紀不見也、大  
田根と見たり、諸縣も日向国の郡名  
專使、神武紀小  
非敢、自專とあ  
るを、併見るべ  
し○桑津邑、和  
名抄小、攝津国  
豐嶋郡、郷名桑  
津、久波都とあ  
り、今河邊郡小

國有孃子、名髮長媛、即諸縣君、牛  
諸井之女也、是國色之秀者、天皇  
悦之、心裏欲覓  
十三年春三月、天皇遣專使以徵  
髮長媛、秋九月中、髮長媛至、自日  
向、便安置於桑津邑、爰皇子大鷦  
鷯、尊及見髮長媛、感其形之美麗

桑津東西二村  
 〇感も愛  
 小かあじ、安康  
 紀み、見、押木珠  
 縵感其麗美云  
 々、古語拾遺、  
 感其玉生天祖  
 吾勝尊、指髮  
 長媛し、指ふる  
 を舊讀サシク  
 シとよめるふ  
 よりて、挿櫛と  
 して、古の塔儀  
 小説あせるそ  
 非あり、〇伊裝  
 阿藝も、去來吾  
 君あり、記小伊  
 邪古村母小作

常有戀情、於是天皇知大鷦鷯尊、  
 感髮長媛而欲配、是以天皇宴于  
 後宮之日、始喚髮長媛、因以上坐  
 於宴席時、擣大鷦鷯尊、以指髮長  
 媛、乃歌之曰、伊裝阿藝怒、珥比蘆  
 菟瀨珥比蘆菟瀨珥和餓喻區瀨  
 智珥伽愚破志波那多智麼那辭  
 豆曳羅波比等未那等利保菟曳  
 波等利委餓羅辭瀨菟愚利能那

〇怒珥比  
 蘆菟瀨珥も野  
 小蒜摘みふふ  
 和名抄小蒜  
 草菜也、比流とら、是と漢名を蘭葱と云、形蘆の如きのあり、記小怒毘流都美  
 邊小作、即野蒜ふて、ちとを山蒜と云、培養して比蘆と云、是を原も同種あり  
 〇比蘆菟瀨珥と蒜摘ふて、打返し歌ひへて、〇和餓喻區瀨智珥と我行道小  
 あり、記小珥を能小作とら、〇伽愚破志も香細あり、切香と鼻小嗅くのみふ  
 らず、目小愛意小感るふゆ惣、云、万葉十九小、香吉於夜能御言とも、ら、クハ  
 シとと細小行届たる意ふて、賞云、故、万葉小麗、字をよ、多、然る小香山の  
 例をとら、て、香とと云、るも、粥す、名細花細よどの例を推して、香をカグとよめ  
 るも字音ありと知てよ、〇波那多智麼那と花搦ふて、記小句末小波とら、  
 〇辞豆曳羅波も、下枝等者ふて羅も助辞あり、切下とと無う意ふて、鎮沈小通  
 ひ、上枝小對へ、おのづから下たる枝を云、是を下津枝ありと云、説とら、し、助  
 辞の津も、濁音の例ふきをや、〇比等未那等利も、人皆採ら、〇保菟曳波も、  
 上津枝者ふて、上も秀あり、〇等利委餓羅辞も、鳥居枯しあり、〇菟愚利能も、  
 三粟之ふて、次小條ら枕詞、〇那伽菟曳能も、中津枝之あり、〇府保語茂利も、通  
 證小含隱也と注せり、万葉廿小古乃、弓カ之波之、保保麻例等云々、新撰字鏡小

加菟曳能、府保語茂利、阿伽例蘆  
 塙等咩、伊裝佐伽麼曳那

菱花初將開、保々年と注し、飛廉草を和名抄ふ布保保天久佐と注し、即鬼薊ウツギとて、花形ハナガタ、蕾ツボミたる状カタ見ゆ、是らを併て義を得べし、記ふも本都毛理ホトツモと有り、以上次ツギか、る序と見はべし、○阿伽例蘆塢等咩ウツギ、艶ウツクシは少女メウメにて、記ふ阿伽良表ウツギ登賣表トウバ作ツクリり、○伊装佐伽麼曳那イササカマエナ、去來將榮クワライササカの延ノボはふて、万葉十八小常磐奈須トコノエ、伊夜佐加波延爾イヤサカハノエニ、つはもあれじ、那ナも令ミコトる詞コトバにて常トコノエ云イハ那ナと異ふ、佛足石歌ブツノミタマシ、毛呂毛呂須久比和多志多麻波奈モロモロスクヒタタシタマハナ、つる奈もあふじ、初榮ハツハルと吉事の本キコトノホあゆむ男女の相配アヒマヒるより、萬事マンコトふ涉シる、祝言イハヒコトふ云イハれを、髮長媛カミナガヒメと睦ムスヒと詔ミコトるあり

報歌ウツギ、記ツキふも又御歌ミコトとありて、實ホト天皇の御歌ミコト、傳ツタへたる方、理ツギ通スて聞キゆ、然シカど試ツクふ御報歌ミコトふして注ツクべし、○淤豆多摩蘆ウツギ、水溜ミヅタマるふて、池イケふ係ツケる枕詞マクシ

於是大鷦鷯尊蒙御歌便知得賜  
髮長媛而大悦之報歌曰彌豆多  
摩蘆豫佐彌能伊戒珥奴那波區  
利破陪鷄區辭羅珥委愚比菟區  
伽破摩多曳能比辭餓羅能佐辭

○豫佐彌能伊戒珥ウツギ、依ツケ網ミ池イケふて、和名抄河内國丹比郡依

雞區辭羅珥阿餓許居呂辭伊夜  
于古珥辭氏

網ミ郷サトつり、此地の池ふて、崇神紀タカミヤヒ不見ミ返マたると同地あり、此地も丹比郡と攝津國住吉郡と、跨フり、む、何ナニ見ミふも傳ツタへ云イハる、○奴那波區利ヌナハ尊ミコ操マツルふて和名抄ワナヒ尊ミコ水菜也、和名ワナヒ沼奈波ヌナハと注ツクせる如ごとく、根ネの長ナガく泥ドロ中ナカに延ノボたれど、沼ヌマ繩ヒてふ義タマシふ、一ヒト泥ドロ尊ミコとも云イハる、其ソノ手テ操マツルれを寄ツケ來キるものゆゑ、新千載集ニニヤふ、けだめなき人のちチをり、の、うきぬふそ、ふはふつけても、袖スベテぬはつ、操マツルるを來キるふ兼ツグた、以上次ツギふか、る序ツギあり、○破陪鷄區辭羅珥ウツギ、延ノボけく不知シラあり、延ノボくと髮長媛カミナガヒメを御子ミコふ合アヒ、於コれをむと、御心ミコココロを配ツケ、於コれを知らざるとあり、○委愚比菟區ウツギ、新撰字鏡ニニヤ子ミコ拭ツク、井イ久ク比ヒと注ツクし、同天治水ツクふ、械ウツギふ作ツクリり、何ナニも杵ウツギの誤アヤマり、記ツキふも、比ヒ辭ヒ羅ラ能ネと、菱ヒ殼カ之ノみ、以上次ツギふ係ツケる序ツギあり、○佐辭羅區辭羅珥ウツギ、上ウツギ指サシ髮カミ長ナガ媛ヒメと、つり指サシふて、其ソノを刺ツクりく不知シラと、をかしくふ、於コれへ、○阿餓許居呂辭ウツギ、吾心ウツギふて辭ヒ大助辭オホツクあり、○伊夜于古珥辭イヤコ、彌愚ウツギふしてふて、于コ

フの古音よりいへし、記すも伊夜表許通斯豆、伊麻叙久夜斯岐不作はを、此紀ふも今ぞ悔しきの七言をむ結句み含て傳たり、一首の意も、水中み尊の延ふ如く、御心を彼方此方み配り、髪長媛を我み指て、賜をむの深を御思ひがねをも、ちりさつして、吾心のいよく愚ありとあり

得交え、神代紀  
不、違合とり  
必、注しつ、原  
本文を夫み誤  
史、今類聚國  
史、今類聚國  
史、今類聚國

大鷓鴣尊、與髮長媛、既得交殷勤、

獨對髮長媛、歌之曰、彌知能之利、

古破儂塢等、綿塢、伽未能語等、

虛曳之介、迺阿比摩區羅摩區、又

歌之曰、彌知能之利、古波儂塢等、

綿阿羅素破儒、泥辭區塢之叙、于

蘆波辭瀾茂、布

乃之利と注し、  
吉備乃美知乃  
之利比乃美知  
乃之利と注し、

國の奥に在る所を、陸奥と云、マ、カ、トを、ちの、後、日、向、み、て、國、極、と、云、み、お

あし、○古波儂塢、地名、日向國那珂郡、巨田村、即諸縣郡の塚あり、

巨田、嬢子あり、○伽未能語等、如雷あり、○阿比摩區羅摩區、並枕むを、二度

嬢子とせみ雷のごと、畏く聞ゆとあり、○阿比摩區羅摩區、並枕むを、二度

延、たるあり、此例万葉多し、○淵知能之利云々、上におふし、○阿羅素破儒も、

不、争、み、て、我、不、背、つ、ず、と、云、意、○泥辭區塢之叙、寢しくをぞみ、て、寢、み、シ、ク、と

附、言、え、古、語、の、一、格、あり、万、葉、七、子、背、向、爾、宿、之、久、同、八、子、來、之、久、毛、知、久、續、紀、二

十、子、屬、詔、志、久、三、代、實、錄、三、十、七、子、令、祈、申、之、久、ま、ど、多、う、り、○于蘆波辭瀾茂布

え、心、愛、し、思、ふ  
あり、○牛、え、牛  
諸、井、を、略、た、る

あり、○老、耆、字  
書、不、老、或、作、耆、

耆、垢、也、驪、悴、恒、  
如、有、垢、者、也、と、

注、せ、マ、○致、仕、  
唐、六、典、子、年、七、

十、以、上、應、致、仕、  
服、一、耳、問、曰、  
誰、人、也、  
對、曰、  
諸、縣、君、牛、

○日本紀標注卷之十

○十二

若齒力未衰亦是年耆之雖致仕不得忘朝故以聽釐務白虎通已女髮長媛而貢上矣天皇悅之小臣七十懸車即喚令從御船是以時人號其著云々示不用也岸之處曰鹿子水門也凡水手曰致仕者致其事鹿子蓋始起於君○麋鹿景于是時也行紀小見とれた○浮海を小舟に乗たるが遠くより海に浮たる如見返しあや○鹿子水門を播磨国の郡名賀占あり○著角鹿皮を剥たる皮を角を著たるあり初其角を頂ふおきて皮をむ著たりむ○水手和名抄大須本日本紀私記云水手加古と注せり舟子をカコとよめるも万葉をまじめ古哥み多く今も猶然云○縫衣工女の工を原本二誤と集解小熟田本小扱て改たる小従ふ海東諸国記ニ應神天

十四年春二月百濟王貢縫衣工女曰眞毛津是今來目衣縫之始祖也是歲弓月君自百濟來歸因以奏之曰臣領己國之人夫百二

皇十四年癸卯始制衣服と記せると此件を見て作たはものあり柳朝鮮と上代より我藩屏の国ありしを後世ふ至マ不正をふせらふとの甚じさよ此御代まで貴賤男女裸躰ありしと思へるわお見爰縫女を貢し被地ふて裁縫の巧みは人を遣て仕奉らしのみ深由りふりげ○來目衣縫和名抄大和国高市郡郷名久米崇峻紀小飛鳥衣縫造祖樹葉と云人見ゆ飛鳥も高市郡あり姓氏録小衣縫百濟国神靈命之後也と記し猶續紀三續後紀十等小見をたり○弓月君姓氏録太秦公宿禰條小秦始皇帝十三世孫孝武王之後也男功滿王足仲彦天皇八年來朝男融通王一日弓月王譽田天皇十四年來朝率百二十縣百姓歸化獻金銀玉帛等物云々同秦忌寸條小太秦宿禰同祖秦始皇帝之後也物智王弓月王譽田天皇十四年來朝上表更歸國率百二十七縣百姓歸化并獻金銀玉帛種々寶物等天皇嘉之賜大和朝津間阪上地居之焉三代實錄四十四小左京人從五位下行下野權介秦

宿祿永厚云々、男女十九人、賜姓惟宗、朝臣、永厚等自言、秦始皇十二世孫、功滿王、子融通王之苗裔也云々、爰孝武功滿等の名なりと、彼國の書も洩せ、按ツ我古典も秦氏の多うる也、始皇が子おは扶蘇が死し、偽り韓地を遣れ、其子孫歸化せしふはべし、後漢書東夷傳も、辰韓、耆老自言、秦之亡人、避苦役、適韓國、馬韓割東界地與之云々、名之為秦韓、又晉書東夷傳も、おあじおもむとを記せり、秦の亡人といふも、扶蘇が子孫を云ふもあはべし、おあ月を融通の濁韻も、上ふりつしたは轉音の一格にて、夜降をヨグ夕子と云ふ例あり

十五年秋八月壬戌朔丁卯百濟

王遣阿直岐貢良馬二匹即養於

輕坂上廐因以阿直岐令掌飼故

號其養馬之處曰廐坂也阿直岐

亦能讀經典即太子菟道稚郎子

キとよめる也、據をあらざるは、を記し阿知吉師を作しり、吉師は官名あり、む阿知岐吉師ありりむも、同音の疊りたる

グ、略かてたるあり、彼地の官師焉

名とて、北史新羅傳、官十七等の中、吉師を第十四等不載たり、是を字を改、遂不姓、不呼、效ひ、姓氏録、不妄、韋、連、百濟國魯王之後也、とるも、アキキとよむべし、續紀五、阿直岐と云、人も見、續後紀三、阿直史、核公等三人、賜姓清根、宿祿、核公之先、百濟國人也、○輕坂上廐坂也、大和國高市郡、上廐坂道とも、和名抄、廐、牛馬舎也、和名無萬夜、万葉廿五、宇麻夜奈流、奈波多都古麻乃とあり、即馬廐あり、是を孝元紀に見、是を馬坂と混じ、廐坂をもウマサカとよめる、非あり、馬坂も葛下郡ありて、別地あり、や、○經典の名義も、木占より起たりと聞ゆ、と、委、國字考、不記し、おあつ、通證、不布美、文音之轉也、と云、と、其も無誓の失考あり、文も奈行、不又、フニ、韻、音鏡、廿轉、不見、粉雲訓等、同韻あり、フミ、フムの韻あり、ず、其證を云、粉も康賴本草、不、布、尔、故、粉、万葉六、不岸、乃、黄土、粉、ふど、り、雲、和名抄、大和國高市郡、郷名、雲梯、宇奈天、と注し、万葉七、雲、飛、山、仁、吾、印、結、訓、和名抄、山城國郡名、訓、於止、久、近、と注、せば、如く音韻、上代より誤るることあり、委、音韻、啓蒙、不注、つ

王仁、記、不、和、通、於是、天皇、問、阿直岐、曰、如、勝、汝、博



吉師ト上ト注、マ續紀四ト、ビト士亦有、ヤ耶對曰有ニ王フ仁者、是秀也、スレタリ  
文忌寸東第等、言漢高帝之後、曰鸞鸞之後王、狗轉至百濟、久素王時、聖朝遣使徵召文人、久素王、即以狗孫王仁貢焉云々、王字セワの音、ト王の草あり、鸞明王之賦、ト云、朗詠の語を、枕草紙、ホめ、以己のぬき、ヲを、おどろりす、トのふ詩をたか、ウち、ハたし、ルへる、トのり、ウ如し、河内志、ニ王仁、墓在交野郡藤坂村、東北御墓、谷今稱於爾墓、ト見ゆ、○荒田別、上、ニ見、セたり、○巫別、通證、ハ疑、前紀所謂、鹿我別也、ト云々、○阿直岐史、祖名を慕、テ姓、ハ負、ハり、史と文人、ハて、藤原、不比等、持統紀、ハ史、ハ作、リ、フビトと濁る、セあるし、天武十二年、紀ハ、阿直、史賜姓曰連、○書首、姓氏録、ハ文宿、後漢高皇帝、之後、鸞王也、又

十六年春二月、王仁來之、則太子菟道稚郎子、師之、習諸典籍於王

直岐史之始祖也

百濟仍徵王仁也、其阿直岐者、阿

時遣上毛野君祖荒田別巫別於

士亦有耶對曰有王仁者、是秀也

文忌寸、文宿、同祖、宇爾、古首、之後也、續紀四、十ハ、文忌寸等、元有、二家、東文、稱直、西文、号首、相比、行事、其來、遠焉、今東、文舉、家既、登宿、於西、文漏、恩沈、忌寸、云々、天武十二年、紀ハ、書首、賜姓曰連、○阿花王薨、東國通鑑、ハ百濟王阿莘薨、太子腆支質、倭國不還、太子仲弟、訓解攝國政、以待、太子之還、季弟、磔禮殺、訓解、自立、為王、腆支聞、王訃、痛哭、請歸、倭王以、兵百人、衛送、腆支、既至、國界、漢城人、解忠、迎謂、曰、大王棄世、磔禮、投兄、自立、願、太子早、為之、計、腆支、以倭、兵自、衛、依海、島備、之、國人、殺、磔禮、迎、立、為、王、と、記、せ、る、と、委、キ、や、う、る、れ、ど、此、年、を、晋、義、熙、元、年、ハ、引、合、と、し、た、我、履、中、天、皇、六、年、ハ、當、り、百、二、十、一、年、の、差、り、り、彼、ガ、杜、撰、見、る、べ、し、又、阿、莘、と、ら、る、と、阿、花、を、誤、し、ゆ、と、上、ハ、委、弁、ち、り、○、直、支、ハ、腆、支、と、同、と、上、ハ、注、し、つ、○、甘、羅、以、下、考、え、ど、爾、林、ハ、顯、宗、紀、ハ、殺、百、濟、適、莫、爾、解、於、爾、林、と、り、て

仁、莫不通達、故所謂王仁者、是書首等之始祖也、是歲百濟阿花王薨、天皇召直支王、謂之曰、汝返於國、以嗣位、仍且賜東韓之地、而遣之、東韓者、甘羅城、高難、城、爾林、城、是也

○日本紀標注卷之十

○十五

平群木菟宿禰  
 三年紀不紀  
 木菟宿禰と云  
 ？姓氏録不  
 群朝臣武内宿  
 禰男平群都久  
 宿禰之後也  
 平群と大  
 和国の郡名不  
 よと？天武十  
 三年紀不  
 平群  
 臣賜姓曰朝臣  
 ○的戸田宿禰  
 の的も仁徳十  
 二年紀不  
 見迄なる  
 猶彼処不注べし  
 ○弓月と上弓月君とあり  
 吉野宮此宮不  
 御代々々行幸

八月遣平群木菟宿禰的戸田宿禰於加羅仍授精兵詔之曰襲津彦久之不還必由新羅人拒而滯之汝等急往之擊新羅披其道路於是木菟宿禰等進精兵莅于新羅之境新羅王愕之服其罪乃率弓月之人夫與襲津彦共來焉  
 十九年冬十月戊戌朔幸吉野宮

りしも此年  
 を始とす舊跡  
 吉野郡宮滝村  
 大滝村等不其  
 跡五所あり何  
 とも吉野川不  
 傍自然の風景  
 あり其まとも  
 も古歌不見也  
 たとも委と云  
 ず年治明治十年  
 櫻花真盛の頃  
 めて花見ふ出立  
 吉野川六田の渡  
 より山路を上  
 ること凡三十所  
 許ふして吉野千  
 本と云処ふ至ぬ  
 此所を花の吉野と  
 云て櫻を數おほ  
 く植並てありと  
 ど影を宿べさ池  
 も川もよく地勢  
 俗く更不見所  
 なく徒後醍醐天  
 皇の皇居の跡と  
 御陵とて高樹の  
 間ふ在ておもほ  
 えざ心を傷しむる  
 ふ至り初花見の  
 人等と千數群々  
 山中を響しむと  
 ど芳野吉見與とよみし  
 地ありざりまを  
 始て曉て初て天  
 下の詞人墨客何  
 とも花ふ心を醉  
 しめたりと已も  
 後めたく疾其地  
 を立去たり後ふ  
 よく搜聴ふ此  
 地も大峯の通路  
 不て旅人の足を  
 駐むとめ此二  
 百年以前櫻を殖  
 立たりと云

時國樞人來朝之因以醴酒獻于  
 天皇而歌之曰伽辭能輔珥豫區  
 周塢菟區利豫區周珥伽綿蘆淤  
 朋瀾枳宇摩羅珥枳虛之茂知塢  
 勢磨呂俄智

昔吉野と云し、此千本櫻より、三里をうり隔り、上市村の上不在、然とて  
 今の吉野も、むかしの物ならずはなとを、弘く人論したるを、聞傳へ難波  
 堀川ふは、惠美須の社司松岸恭明が、文政中不記したる、竹塘隨筆と云、書を抄  
 しておとせたり、其中不天正七年、巳卯十二月、攝津国平野郷末吉勘兵衛と云  
 へる人、今の吉野ふ櫻一万本を、植付道作らぶとの、寄進簿を載たり、う、是を  
 へよ、質物ありし、傍證ともふも足り、○国樺人も、神武紀不注せ、○醴  
 酒、和名抄ふ、醴、一日一宿、酒也、和名古佐介、持統紀不飲、近江国益須郡醴泉、年中  
 行事歌合ふ幾千代もたどすを、ふへむ、六月のり、のふどけも君がはふく、  
 是も濃酒よて、造酒式ふ、粉酒一石とら、○豫區周塢菟區利も、横白を作ら、コウの切ク  
 あり、是も記傳ふ契沖が本を横ふ穿たるを云と云、○豫區周珥も、横白ふま  
 り、○伽綿蘆淤明源、積も、釀る大御酒あり、○宇摩羅珥、顯宗紀ふ、美字を于魔羅  
 とよみ、或て熟をウマクとよめる其意あり、○枳虚之茂知、塢勢も、聞以飲ふて、  
 聞とて耳ふ聽も、目み視るも、口ふ食ふをも、惣云るを、耳ふ聞ゆるふとの多か  
 らゆえ、意詞とも、一方ふ寄來るあり、其目がキク鼻がキク口をキクと云、或て  
 味を試るとて、キ、酒ふとも云、キ、コシも、聞の延語あり、塢勢も神功紀の御  
 歌ふ、阿佐孺塢齊とら、ふ注しつ、○磨呂俄智の磨呂も、自を云、詞ふて、我と云、  
 ふおふじ、金葉集ふ、三熊野ふ駒のつはづく、青つばら、君ことまらわ、だしふ

たり、此外例を引不違り、智を尊称して、父と同  
 義ふとを、巳之、父と云こと、其を指入りて、然云、  
 打口以仰咲、記  
 不擊口鼓、為伎  
 とら、按、此  
 時を例として、  
 節會毎ふ、京ふ  
 上、風俗の歌  
 舞を奏せしを、  
 何の程より、舞  
 を廢り、後  
 を歌笛のみを  
 奏せし、ふ、  
 ち、大嘗  
 祭式ふ、宮内官  
 人、引吉野、国栖  
 十二人、楠笛工  
 十二人、八自朝

歌之既訖、則打口以仰咲、今國樺  
 獻土毛之日、歌訖、即擊口仰咲者、  
 蓋上古之遺則也、夫國樺者、其為  
 入甚淳朴也、每取山菓食、亦煮蝦  
 蟆為上味、名曰毛瀰、其土自京東  
 南之隔山、而居于吉野、河上峯嶮  
 谷深、道路狹、巘、故雖不遠於京、本  
 希朝來、然自此之後、屢參赴、以獻

堂院、東掖門、就  
位、奏古風、並青  
摺布衫云々、宮  
内式、凡諸節

土毛、其土毛者栗菌、及年魚之類也

會吉野、國栖獻御贄奏歌笛、每節以十七人為定、國栖十二人、笛工五人、但笛工二人、在山城、國綴喜郡、西宮記白馬節會、條云、國栖奏承明門外、發哥笛、亦どつるを、中古以來、國栖人の參朝も止りて、伶人かきりて奏せしを、後世も至り、笛をのみ二声奏せは、なほしそ、あきり、かゝる愛たき儀式の一向も、廢つるを悲しく、口をさしき業あらむや、紀記の此件、仰、咲と云、為、妓、ふどつるも、抑て、年治り、歌笛のみ、ふも、つらど、しと云、を、と、誣、疑、ふ人多り、近、國栖人の歌舞せしこと、の、今、ふ傳、せれるを見たり、其、河内國茨田郡門真里、あ、門真神社、にて、明治十一年二月十六日、神事、事寄、せ由、りて、國栖人を招し、南國栖村山本甚三郎を、も、じ、め、八人來り、神前、ふて、國栖舞を奏した、舞人三人、笛吹二人、歌人三人あり、其、狀、頭巾の如きものを冠り、葛織の直垂の如きもの、巴、紋を前後、五、大、五、六、寸、を、り、を、黒地、に、漆、附、同、黒色の袴を著たり、袴、製、近、頃、流行の、段、袋、と、り、云、め、る、狀、の、幅、の、廣、を、著、たり、其、甚、三、郎、一、人、の、繫、ふ、て、餘、を、皆、紗、狩、衣、の、風、折、烏、帽子、あり、昔、も、同、製、の、古、服、あり、し、を、見、苦、し、と、て、革、め、其、中、一、人、の、み、古、製、を、遺、せ、り、と、云、り、其、舞、ふ、狀、を、幣、と、鈴、と、を、持、ち、舞、終、て、後、一、人、酒、を、醉、た、る、狀、

して眼を見開き、口を摺上、々々物狂ふ狀を、も、は、し、甚、を、う、し、る、神、さ、び、たり、歌、も、後、世、に、作、易、たり、と、を、て、腹、赤、の、御、贄、を、奉、は、と、云、を、去、を、く、歌、を、か、り、業、を、い、り、ふ、して、遺、り、む、と、聞、ふ、毎、年、正、月、十、四、日、彼、處、に、祭、を、は、和、田、清、御、原、社、に、て、行、ひ、來、つ、と、云、り、是、國、栖、人、の、歌、舞、せ、し、一、證、と、す、べ、し、○、蝦、蟻、を、和、名、抄、に、賀、閑、流、と、注、せ、り、○、毛、滋、畿、内、の、方、言、に、下、味、の、物、を、モ、ミ、ナ、イ、と、云、り、無、毛、漆、の、謂、ふ、り、と、ど、○、栗、菌、を、菌、の、一、種、ふ、て、漢、名、を、栗、樹、耳、と、云、り、小、草、み、し、て、黒、色、を、帶、たり、○、年、魚、を、吉、野、川、に、産、る、と、の、上、品、み、し、て、天、智、紀、の、童、謠、ふ、も、見、る、と、り、此、魚、一、年、み、し、て、死、る、ゆ、ゑ、年、魚、と、書、り、  
倭漢直、按、此、氏、人、蕃、息、し、て、  
大和河内、分、居、崇、峻、紀、に、刺、漢、直、駒、と、り、  
主、其、子、都、加、使、主、並、率、己、之、黨、類、  
十七縣、而、來、歸、焉、

云、雄略紀、に、詔、聚、漢、部、定、其、伴、造、者、賜、姓、曰、直、と、り、天、武、十、一、年、紀、に、倭、漢、直、等、賜、姓、曰、連、同、十、四、年、紀、に、賜、姓、曰、忌、寸、○、阿、知、使、主、履、中、紀、に、出、たり、續、紀、卅、八、に、坂、上、大、忌、寸、川、田、麻、呂、等、上、表、言、臣、等、本、是、後、漢、靈、帝、之、曾、孫、阿、智、王、之、後、云、々、顯、宗、紀、に、使、主、此、云、於、添、と、注、せ、り、○、都、加、使、主、雄、略、紀、に、東、漢、直、掬、ふ、作、り、彼

如云、べし。○黨類十七縣、續紀廿二、阿智使主、輕島豐明、宮、  
宇天皇御、世、率十七縣、人、夫、歸化、詔、賜高市郡檜前村、而居焉云々

戊子五日○大隅宮、安閑紀、  
放牛、於難波、大隅嶋、與媛嶋、松

原云々、攝津志、  
臺、而遠望、時、妃、兄、媛、侍之、望、西、以

西大道村、舊名、  
大、歎、兄、媛、者、吉備、臣、祖、於是、天皇、

と、り、○丁酉、  
問、兄、媛、曰、何、爾、歎、之、甚、也、對、曰、近

十四日○御友、  
日、妾、有、戀、父、母、之、情、便、因、西、望、而

別三代實錄三、  
自、歎、矣、冀、暫、還、之、得、省、親、歎、爰、天

十六、子、印南臣、  
皇、愛、兄、媛、篤、温、清、之、情、則、謂、之、曰

宗雄自言、吉備、  
後、也、と、り、○  
温、清、北、史、崔、挺

武彦命、第二男、  
傳、不、承、奉、叔、母

御友別命、十一、  
李、氏、若、事、所、生

世孫、人上云々、  
旦、夕、温、清、云々、礼、曲、禮、不、爲、人、子、者、禮、冬、温、而、夏、清、昏、定、而、晨、省、云々、原、本、清、を、清

姓氏錄、吉備、臣、  
小、作、と、り、○定、省、也、温、清、下、不、曲、礼、を、引、り、ま、が、如、し、○御、原、を、淡、路、国、の、郡、名、三

條、不、雅、武、彦、命、  
原、有、り、○大、津

源、御、友、別、命、之、  
神、功、紀、不、大、津

後、也、と、り、○  
淳、中、倉、之、長、峽

温、清、北、史、崔、挺、  
と、り、と、り、ふ、か、ふ

傳、不、承、奉、叔、母、  
じ、く、難、波、と、り、

李、氏、若、事、所、生、  
菟、原、郡、へ、亘、て、

旦、夕、温、清、云々、礼、曲、禮、不、爲、人、子、者、禮、冬、温、而、夏、清、昏、定、而、晨、省、云々、原、本、清、を、清  
小、作、と、り、○定、省、也、温、清、下、不、曲、礼、を、引、り、ま、が、如、し、○御、原、を、淡、路、国、の、郡、名、三  
原、有、り、○大、津  
神、功、紀、不、大、津  
淳、中、倉、之、長、峽  
と、り、と、り、ふ、か、ふ  
じ、く、難、波、と、り、  
菟、原、郡、へ、亘、て、  
海、岸、を、惣、て、云、  
是、を、此、大、津、を、  
難、波、に、近、所、を、  
云、○阿、波、旄、辭

二十二年、春、三月、甲申朔、戊子、天

皇、幸、難、波、居、於、大、隅、宮、丁、酉、登、高

臺、而、遠、望、時、妃、兄、媛、侍、之、望、西、以

大、歎、兄、媛、者、吉備、臣、祖、於是、天皇、

問、兄、媛、曰、何、爾、歎、之、甚、也、對、曰、近

日、妾、有、戀、父、母、之、情、便、因、西、望、而

自、歎、矣、冀、暫、還、之、得、省、親、歎、爰、天

皇、愛、兄、媛、篤、温、清、之、情、則、謂、之、曰

爾、不、視、二、親、既、經、二、多、年、還、欲、定、省、

於、理、灼、然、則、聽、之、仍、喚、淡、路、御、原

之、海、人、八、十、人、爲、水、手、送、于、吉、備

夏、四、月、兄、媛、自、大、津、發、船、而、往、之、

天、皇、居、高、臺、望、兄、媛、之、船、以、歌、曰、

阿、波、旄、辭、摩、異、椰、敷、多、那、羅、彈、阿

豆、枳、辭、摩、異、椰、敷、多、那、羅、彈、豫、呂

辭、枳、辭、摩、之、魔、儂、伽、多、佐、例、阿、羅

○日本紀標注卷之十

○十九

○十九

摩也、淡路嶋○  
異柳敷多那羅  
拜也、彌二並  
て、小豆嶋と並  
たるを、文子如  
此詠、吟へ、次  
あるも、お多し、  
原本拜を、拜ふ  
誤り、類聚国史  
に、記の上巻に、  
生小豆嶋、  
亦名、謂大野手  
比賣、と、り、  
續紀三十八、  
備前国兒嶋郡、  
小豆嶋、所放、  
官牛、有損、  
民産、云々、  
此嶋、今讃岐  
国小属、今セウ  
ド嶋と云、  
即小豆を、字音  
呼、類したる  
あり○異柳敷  
多那羅拜、上  
おあし○豫呂  
辞、枳、辞、摩  
之、寄、來、暫  
の、延、たる、  
て、二嶋とも、  
一方、寄、來、  
と、と、り○魔  
儀、加、多、佐、  
例、を、任、片、  
去、ある、べし、  
新撰、字、  
鏡、に、任、固、  
也、万、太、志、  
と、注、せ、り、  
う、と、を、魔、  
儀、を、任、の、  
略、して、俗、  
ニ、シ、ツ、カ、  
リ、と、一、  
方、に、避、よ、  
の、意、あり、  
是、を、注、者、  
が、宜、嶋、  
誰、と、云、る、  
を、非、あり、  
之、を、ジ、  
の、濁、音、  
に、用、  
たる、例、  
なく、儀、  
を、清、音、  
に、用、たる、  
例、あり、  
ぬ、を、左、  
にも、右、  
にも、舊、  
説、を、失、  
り、り○  
阿、羅、智、  
之、を、散、  
ち、し、  
て、御、  
許、を、  
離、行、  
を、云、  
古、哥、  
に、あ、  
ら、ら、  
を、と、  
よ、め、  
る、も、  
荒、  
り、  
出、  
たる、  
語、  
に、  
て、  
散、  
の、  
意、  
あり、  
○吉、  
備、  
那、  
流、  
伊、  
慕、  
嶋、  
と、  
吉、  
備、  
在、  
妹、  
を、  
あり、  
○阿、  
比、  
湫、  
菟、  
流、  
慕、  
能、  
を、  
相、  
見、  
は、  
し、  
の、  
み、  
て、  
原、  
本、  
慕、  
を、  
莫、  
し、  
作、  
り、  
莫、  
を、  
紀、  
中、  
仮、  
名、  
に、  
用、  
たる、  
例、  
あり、  
れ、  
を、  
一、  
本、  
に、  
從、  
ふ、  
一、  
首、  
の、  
意、  
を、  
淡、  
路、  
嶋、  
と、  
小、  
豆、  
嶋、  
と、  
並、  
立、  
て、  
る、  
も、  
一、  
方、  
に、  
寄、  
來、  
て、  
暫、  
の、  
間、  
片、  
去、  
え、  
ら、  
を、  
御、  
許、  
を、  
離、  
行、  
妹、  
を、  
相、  
見、  
べ、  
き、  
も、  
の、  
を、  
と、  
あり

智之、吉備那流伊慕嶋、阿比湫菟  
流慕能

丙戌六日○紛  
錯、舊讀マヨヒ  
マジリと、  
ど、コバシクと  
よむべし、吳志  
魯肅傳、羽與  
肅隣界、敷生狐  
疑、疆場紛錯、肅  
常以、懼好、無之  
○蒼蔚、万葉二  
ノ、石、乍、自、木、丘  
開道、乎、夫、木、集  
三ノ、も、く、さ、く、の、  
ら、野、を、見、  
む、衣、手、  
に、  
り、  
と、  
由、  
く、  
駒、  
の、  
を、  
あ、  
ら、  
と、  
り、  
マ、  
草、  
木、  
の、  
繁、  
き、  
状、  
あり、  
と、  
見、  
ゆ、  
○潺、  
湲、  
漢、  
書、  
溝、  
洫、  
志、  
に、  
河、  
湯、  
々、  
今、  
激、  
潺、  
湲、  
注、  
し、  
激、  
流、  
也、  
後、  
漢、  
書、  
張、  
衡、  
傳、  
に、  
亂、  
弱、  
水、  
之、  
潺、  
湲、  
今、  
注、  
し、  
流、  
貌、  
と、  
り、  
庚、  
寅、  
十、  
一、  
日、  
○  
葉、  
田、  
葦、  
守、  
官、  
和

秋九月、辛巳朔丙戌、天皇狩于淡  
路嶋、是嶋者、横海、在難波、之西、峯  
巖紛錯、陵谷相續、芳草蒼蔚、長瀾  
潺湲、亦麋鹿、鳧、鴈、多在、其嶋、故乘  
輿、屢遊、之、天皇便自淡路、轉以幸  
吉備、遊于小豆嶋

庚寅、亦移居於葉田  
葉田、此葦守

○日本紀標注卷之十

名抄、備前国  
上道郡幡多郷、  
又備中国賀夜  
郡、郷名足守、安  
之毛利、と注せ  
て相遠、とぬ  
所ふや○川嶋  
縣詳あらざ、仁  
德紀ふ、於吉備  
中国、川嶋河、有  
大蛇、とら、鳴  
を一本嶋、と作  
り○稻速別、国造本紀ふ、下道国造、輕嶋豐明朝、  
宋賜国造、とら、建、と速の誤、と○下道臣、和名抄備中国の郡名、下道、之毛豆美  
知、天武十三年、紀ふ、  
下道、臣賜姓曰朝臣  
上道縣、和名抄  
ふ、備前国郡名、

宮、時御友別參赴之、則以其兄弟  
子孫爲膳夫、而奉饗焉、天皇於是  
看御友別、謹惶侍奉之、狀而有悦  
情、因以割吉備國、封其子等也、則  
分川嶋縣、封長子稻速別、是下道  
臣之始祖也

次以上道縣、封中子仲彦、是上道  
香屋臣之始祖也、次以三野縣、封  
弟彦、是三野臣之始祖也、復以波  
區藝縣、封御友別、弟鴨別、是笠臣  
之始祖也、即以苑縣、封兄浦凝別、  
是苑直之始祖也、即以織部縣、賜  
兄媛、是以其子孫於今、在于吉備、  
國、是其縁也

上道、加無豆美  
知○仲彦、国造  
本紀ふ、上道国  
造、輕嶋豐明朝  
御世、元封中、彦  
命、兒多佐臣始  
国造○上道臣、  
續紀廿六、外  
從七位下、馬養  
造人上、欵云人  
上、先祖、吉備都  
彦之苗裔、上道  
臣息長、借鎌、於  
難波高津、朝庭、  
家、居播磨国、賀古郡、印南野云々○香屋臣、備中国郡名、賀夜、とら、た、る、姓、ふ  
て、此紀の末、及、舒明紀、ふ、蚊屋、と作、とら、国造本紀、ふ、加夜、国造、輕嶋豐明朝、御世、  
上道国造同祖、元封中、彦命、改、宋賜国造、續紀廿六、備中国賀陽郡人、外從五位  
下、賀陽臣小玉女等、十二人、賜姓朝臣○三野臣、續紀三十八、三野臣、廣主、同三

○日本紀標注卷之十  
○二十一

十九年三野臣淨日女等と見むるべし○波區藝縣國造木紀  
大嶋と周防との間、波久岐國造なり、大嶋と周防國の郡名ふれむ、波區藝  
と周防の地名あることとあはし○鴨別、神功紀に見むるなり○笠臣、姓氏録に、笠  
臣、推武彦命、孫、鴨別命之後也、同笠朝臣、孝靈天皇、皇子、推武命之後也、應神天皇  
巡幸吉備國、笠加佐米山之時、飄風吹、放御笠、天皇恠之、鴨別命言、神祇欲奉天皇  
故其狀爾、天皇欲知其真偽、令獵其山、所得甚多、天皇大悅、賜名賀佐、天武十三年  
紀、笠臣賜姓曰朝臣、原本笠田不作より、今改む○苑縣、和名抄備中國、下道郡  
郷名曾能○苑直、此姓ゆの不見也、す、原本直を丘に誤り、集解に古本不擬て  
改、ハるに從ふ○織部縣、和名抄不備  
中國賀夜郡、郷名服部、波土利と有り

直支王薨、東國  
通鑑に、百濟王  
腆支薨、長子久  
爾辛立と有り、  
此腆支、上、不  
も云、る如く、直  
支、如此書ル  
、此年を宋、永

二十五年、百濟直支王薨、即子久  
爾辛立爲王、王年幼、大倭木滿致  
執國政、與王母相媯、多行無禮、天  
皇聞而召之、  
是百濟記云、木滿致者、  
木羅斤資、討新羅、

初元年、合、九  
とむ、我允恭天  
皇九年、當、  
百二十八年の  
差、り、例の杜撰見るべし○大倭木滿致、皇國人、彼地の婦に通じて、生たる  
人ありしこと、細字に見むるなり、例多し○木羅斤資と神功四十九年、紀  
不見也、なり○  
讀其表、按、王  
仁をして、よま  
しめ、乃むを、太  
子、むづり、讀  
む、ひし、狀、傳  
たり、ふや、此十  
六年、紀、太子  
免道稚郎子、師  
之習、諸典、籍、於  
王仁、莫不通達、と有り、信、が、と、女、傳、あり、然、り、敏達天皇元年、條、み、天皇執高麗  
表、疏、授、於、大臣、召、聚、諸、文、令、讀、解、之、是、時、諸、史、於、三、日、内、皆、不、能、讀、爰、有、船、史、祖、王

時、娶、其、國、婦、而、所、生、也、以、其、父、功、  
專、於、任、那、來、入、我、國、往、還、貴、國、承、  
制、天、朝、執、我、國、政、權、重、當、  
世、然、天、皇、聞、其、暴、召、之、  
二十八年、秋、九月、高麗王遣使朝  
貢、因、以、上、表、其、表、曰、高麗王教、曰、  
本國也、時太子免道稚郎子、讀其  
表、怒之、責高麗之使、以表狀無禮、  
則破其表、  
井、マ、ナ、キ、ラ



辰爾能奉讀釋、のりを見よ、此二十八年より、二百七十三年を經たる後、みそら諸儒集りて、未だ那字をむ、熟解をばこと能もどろし、世の狀を見て當時の事情を搜るべし。○枯野、上カノノみ見をり、此カノノ船五年十月カノノに造り、此カノノ至り、二十六年○不可忘、原本忘を思ふ誤り、叙紀小據て改む。○聾然、字書カノノ聾、失氣とも、懼とも注す。○猪名部、和名抄攝津国、河邊郡、御名、為奈、三代實録二、攝津

三十一年、秋八月、詔群卿曰、官船名枯野者、伊豆國所貢之船也、是朽之不堪用、然久為官用、功不可忘、何其船名勿絶、而得傳後葉焉。群卿便被詔以、令有司取其船材、為薪而燒鹽、於是得五百籠鹽、則施之、周賜諸國、因令造船、是以諸國一時貢上五百船、悉集於武庫、

国河邊郡、為奈野、為遊獵之地、姓氏録、為奈首、百濟国人、中津波手之後也。○餘燼、和名抄、燼、火餘木也、和名毛江久比。○鏗鏘、肥前風土記、俳徊曰、望四方分明、因曰分明村、古注、分明、謂佐夜氣志、文選、西征賦、想珮聲之遺響、若鏗鏘之在耳、呂向珮聲と注せり、記、其音響七里と云り。

水門、當是時、新羅調使、共宿武庫、爰於新羅、停忽失火、即引之、及于聚船、而多船見焚、由是責新羅人、新羅王聞之、聾然大驚、乃貢能匠者、是猪名部等之始祖也、初枯野船、為鹽薪、燒之日、有餘燼、則奇其不燼、而獻之、天皇異以、令作琴、其音鏗鏘、而遠聆。

訶羅怒鳥也、枯野をみて、船を云、○之褒珥柳、  
 珥、柳也、塩、燒也、  
 離、○之餓阿摩、  
 離、其之餘、  
 ○虛等珥菟句、  
 離、琴、作、  
 ○訶枳譬句、  
 柳也、搔、彈、く、や、  
 あり、古今、秋風、ふり、  
 て、式、淡路、津名、郡、由、良、湊、神社、と、り、  
 夕、酌、淡道、嶋、之、寒、泉、獻、大、御、水、と、り、  
 例、石、觸、あり、  
 の、堅、まり、を、塊、と、云、  
 と、大、あり、も、小、き、も、  
 と、琴、聲、の、觸、と、あり、  
 ら、げ、淡、路、國、の、方、言、  
 是時、天皇、歌、之、曰、訶羅怒鳥、之、褒  
 珥、柳、枳、之、餓、阿、摩、離、虛、等、珥、菟、句  
 離、訶、枳、譬、句、柳、由、羅、能、斗、能、斗、那  
 訶、能、異、句、離、珥、敷、例、多、菟、那、豆、能  
 紀、能、紀、佐、柳、佐、柳

あり、古今、秋風、ふり、  
 て、式、淡路、津名、郡、由、良、湊、神社、と、り、  
 夕、酌、淡道、嶋、之、寒、泉、獻、大、御、水、と、り、  
 例、石、觸、あり、  
 の、堅、まり、を、塊、と、云、  
 と、大、あり、も、小、き、も、  
 と、琴、聲、の、觸、と、あり、  
 ら、げ、淡、路、國、の、方、言、

矢之木を柳とよみて又、  
 響りよひて、鏗、鏘、あり、と、あり、  
 も、お、あ、じ、  
 礼、波、久、礼、志、  
 吳、の、鄉、導、せ、し、  
 袖、中、抄、お、夜、を、  
 こ、め、て、春、を、來、  
 み、り、り、朝、日、山、  
 く、れ、え、と、し、  
 の、若、保、べ、あり、  
 と、ど、初、吳、字、を、  
 ク、レ、と、よ、め、る、  
 之、彼、國、の、方、言、  
 を、傳、た、く、小、や、  
 ○、工、女、兄、媛、按、  
 小、兄、媛、弟、媛、也、  
 縫、女、兄、弟、の、名、  
 是、時、天、皇、歌、之、曰、訶羅怒鳥、之、褒  
 珥、柳、枳、之、餓、阿、摩、離、虛、等、珥、菟、句  
 離、訶、枳、譬、句、柳、由、羅、能、斗、能、斗、那  
 訶、能、異、句、離、珥、敷、例、多、菟、那、豆、能  
 紀、能、紀、佐、柳、佐、柳

三十、七、年、春、二、月、戊、午、朔、遣、阿、知、  
 使、主、都、加、使、主、於、吳、令、求、縫、工、女、  
 爰、阿、知、使、主、等、渡、高、麗、國、欲、達、于、  
 吳、則、至、高、麗、更、不、知、道、路、乞、知、道、  
 者、高、麗、高、麗、王、乃、副、久、禮、波、久、禮、  
 志、二、人、爲、導、者、由、是、得、通、吳、吳、王、  
 於、是、與、工、女、兄、媛、弟、媛、吳、織、穴、織、  
 四、婦、女、

吳織穴織也、吳漢の織婦を云、○吳織也、吳國の機織あるを、後吳服と書きて、絹  
布の惣名云、あつひ後撰集ふんをとりといふ綾をふとむらつみみつ  
くしりもふどりや○穴織は漢服の音借ひて、漢の古音アヌあるを、行を行  
宮行脚とよむが如し、此漢を穴とも、漢とも轉し、雄略紀に、漢織吳織と書  
る專同義にて、穴織は漢てふ地より出たらし  
みや、記ふ吳服、西素二人とり、服を機織の切  
直支王と、廿五  
年、紀ふ薨と記

三十九年、春二月、百濟直支王、遣  
其妹新齊都媛、以令仕、爰新齊都  
媛、率七婦女而來歸焉  
四十年、春正月、辛丑朔、戊申、天皇  
召大山守命、大鷦鷯尊、問之曰、汝  
等者、愛子耶、對言甚愛也、亦問之  
來朝せしと見  
色なり○戊申  
八日○預、万葉  
六、出行道知  
末世波、豫妹乎  
將留塞毛置末  
思乎、是も素よ

マ定、おく意ふ  
マ○長者、日本  
靈異記に、天骨  
を比止々那利  
と注し、神代紀  
に、質性をよみ  
安康紀に、情性  
をよみ、塵添盪  
囊抄に、成長を  
よみ、万葉五小  
何時可毛、比等  
々奈理伊呂天  
云々、是人並  
の身とふはて  
ふ意ふはを、元  
服より後を、ヒ  
ト、ナルと云、  
と云るも強た

長與少孰尤焉、大山守命對言、不  
逮于長子、於是天皇有不悅之色、  
時大鷦鷯尊、預察天皇之色、以對  
言、長者多經寒暑、既爲成人、更無  
悒矣、唯少子者、未知其成、不是以  
少子甚憐之、天皇大悅、曰、汝言寔  
合朕之心、是時天皇常有立菟道、  
稚郎子爲太子之情、然欲和二皇  
子之意、故發是問、是以不悅、大山

るあり、其も三  
代實録八小御  
冠加賜比人止  
成賜努とらる  
を見て云るも  
や○甚憐上代  
カナシとえ愛  
情の切あふふ  
云る詞ふて、万葉集例多うを、悲哀の意ふのみ云るも、心詞とも然思ふ方ふ、  
寄來あり○汝言寔合朕之心、記ふ天皇、詔佐邪岐阿藝之言とらる○甲子廿四  
日○戊申十五  
日、案ふ八月十  
五日を以て、八  
幡大神の祭日  
とせしむ、此小  
基づりるり○  
明宮を記ふ輕  
嶋之明宮不作

守命之對言也、甲子立菟道稚郎  
子、爲嗣、即日任大山守命、令掌山  
川林野、以大鷦鷯尊爲太子、輔之  
令知國事

四十年、春二月甲午朔戊申、天  
皇崩于明宮、時年一百一十歲、  
崩于大隅宮、是月阿知使主等自吳至  
筑紫、時胃形大神乞工女等、故以

、振津風土記  
小、豐阿岐羅宮  
不作とら、大和  
志小、在高市郡  
大哥留之地と注せり、嶋とも、一構の地を云、○一百一十歲、記ふ壹佰參拾歲小  
作とら、此紀ふ陵地を洩せり、諸陵式小、惠我藻伏山岡、陵、輕嶋、明宮御宇、應神天  
皇、在河内国志紀郡、北域東西五町南北五町、陵戸二畑守戸三畑とらり、今古市  
郡譽田村小属、○胃形大神式小筑前国宗像郡、宗像神社祭神を三女神ふて、神  
代紀小見たり、○御使君詳あらず、續紀十二小、御使連淨足、文德實録六小、御  
使朝臣福子など見ゆとら、上代諸蕃人小、朝臣の尸を賜へるとら、甚稀ふれむ、  
是も別姓り舊事紀小日本武尊の御子たちを記せば條  
小、佐伯命、參河、御使連等祖とらる方、氏人ふるべし  
津国も、古き国  
名ふて、彼国も  
中昔攝津職を  
置き、津国と難  
波津とを攝し  
め、ゆひしりど、

兄媛奉於胸形大神、是則今在筑  
紫國御使君之祖也

既而率其三婦女、以至津國、及于  
武庫而、天皇崩之不及、即獻于大  
鷦鷯尊、是女人等之後、今吳衣縫

其もじのえ詳  
ありげ、延暦十 蚊屋、衣縫是也

二年、三月九日の三代格、應停攝津職、為国司、事、右被、右大臣、宣、備、奉、勅、難波大  
宮、既、停、宜、改、職、名、為、国、云々、難波大宮を、孝徳天皇の朝、右官符の文意を推  
し、孝徳天皇以前より、攝津職を置たりし、如、聞、ゆ、と、其、え、い、り、あり、り、心、知、り、  
たし、ふ、り、る、ふ、雄略紀清寧紀等、攝津国と記せ、延暦以前の御制を、上、  
免、ぐ、ら、し、た、る、を、り、○吳衣縫、和名抄備中国下道郡、吳、妖、郷、り、此、地、を、云、  
り、○蚊屋衣縫の、蚊屋を備中国郡名、賀夜、て、舒明紀、娶、吉備国蚊屋、采、女、生、  
蚊屋皇子と、り、和名抄、同国同郡、服部、郷、も、見、在、り、切、衣、縫、の、子、  
孫、ら、彼、地、に、住、め、り、と、の、有、り、び、故、吳、云、々、蚊屋云々、と、傳、り、



日本紀標注卷之十終大正長限今

廿四年七月六日

